



- 例として建設会社や土砂等販売業者を用いて説明していますが、**ご自身の事業**（セメント・生コン、合材、砕石、砂利等）に置き換えてご確認ください。
- 個別の具体的な事案について**判断に迷われる場合は、最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。**

トラック法の許可の考え方

A)他人の需要に応じ、**B)有償**で**C)自動車**を使用して**D)貨物の運送**を事業として行う場合は、**許可が必要**

事務連絡

以下の①又は②に該当する場合には、**トラック法の許可は不要**（白ナンバーでの運送が可能）

①建設会社や土砂等販売業者が**自ら所有する貨物を自ら運送する**場合

自社の必要に応じて運送が行われ、運賃も発生しないことが通常
⇒ **A)他人の需要**及び**B)有償**に**該当しない**ため、許可不要

具体例



②建設会社が行う**建設工事に伴い運送を行う**場合

建設会社が通常行う建設工事の一環として、その建設工事に伴って運送を行っている（運賃にあたるものを収受していない場合に限る）
⇒ **D)貨物の運送を事業として行う**に**該当しない**ため、許可不要

具体例



ポイント

運送を行う者は、建設会社や土砂等販売事業者と雇用関係にある従業員（期間雇用や日雇い雇用も可）である必要があることに注意

※自家用ダンプカーを所有する個人事業主に運送を行わせる場合も雇用関係が必要！